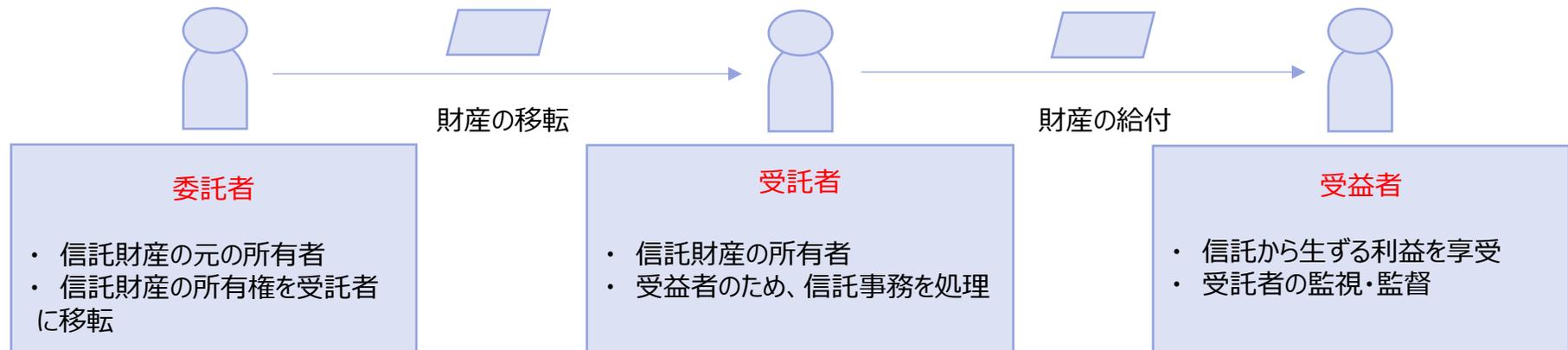


信託法に基づく信託契約の概要

資料 1 - 2

「信託契約」とは、**信託の方法の一つ**であり、委託者となるべき者が受託者となるべき者との間で、**①②の双方を内容とする契約を締結する方法**をいう【信託法第 3 条第 1 号】。

- ① 受託者となるべき者に対して財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をすること。
- ② 受託者となるべき者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきこと。
- 委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の**信託契約の締結によって信託の効力が生ずる**【信託法第 4 条】。
- 信託契約に基づく法律関係
 - ・ **委託者**は、受託者に対して**財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分**を行う。
 - ・ **受託者**は、信託の目的に従って受益者のために**信託財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為**をする【信託法第 2 6 条】。
 - ※ 委託者自身が受託者となることも可能（自己信託）
 - ・ **受益者**は、受益権を取得して、受託者を監視・監督しながら、**信託の利益を享受**する。
 - ※ 委託者が受益者を兼ねることも可能
 - ・ 信託財産は受託者に帰属するが、**受託者の固有財産とは別扱い**される（信託財産の独立性。受託者の倒産の影響を受けない**倒産隔離機能**【信託法第 2 5 条第 1 項等】等が認められるほか、受託者は信託財産を固有財産と**分別して管理する義務**【信託法第 3 4 条第 1 項】等を負う。）。

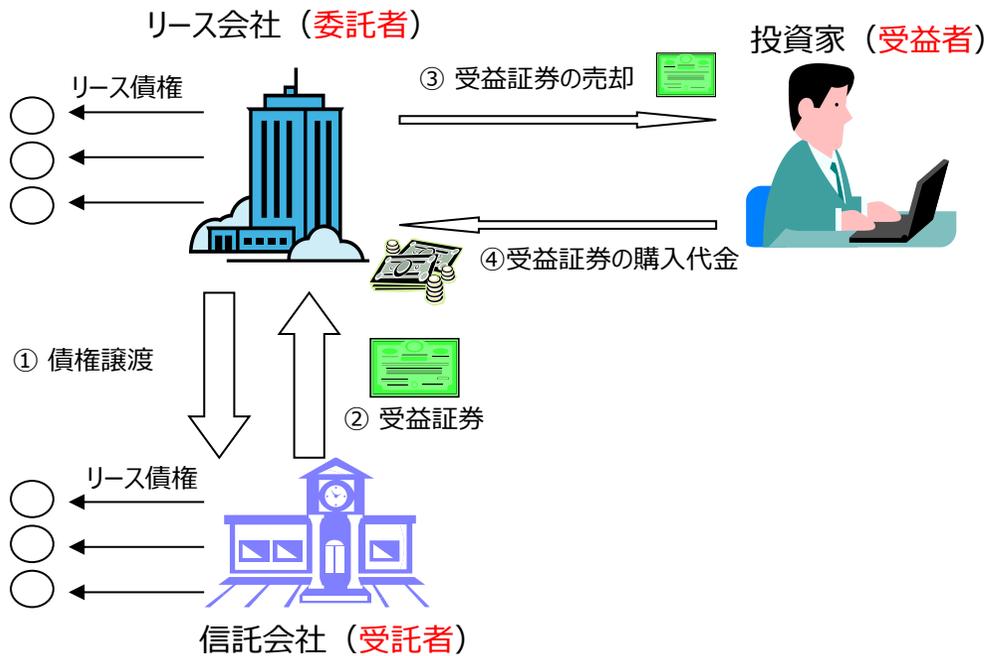


平成18年改正時には、多様な目的の下での信託において活用されることを想定。

(例) ・企業の資金調達の手段としての信託 (受益証券発行信託)

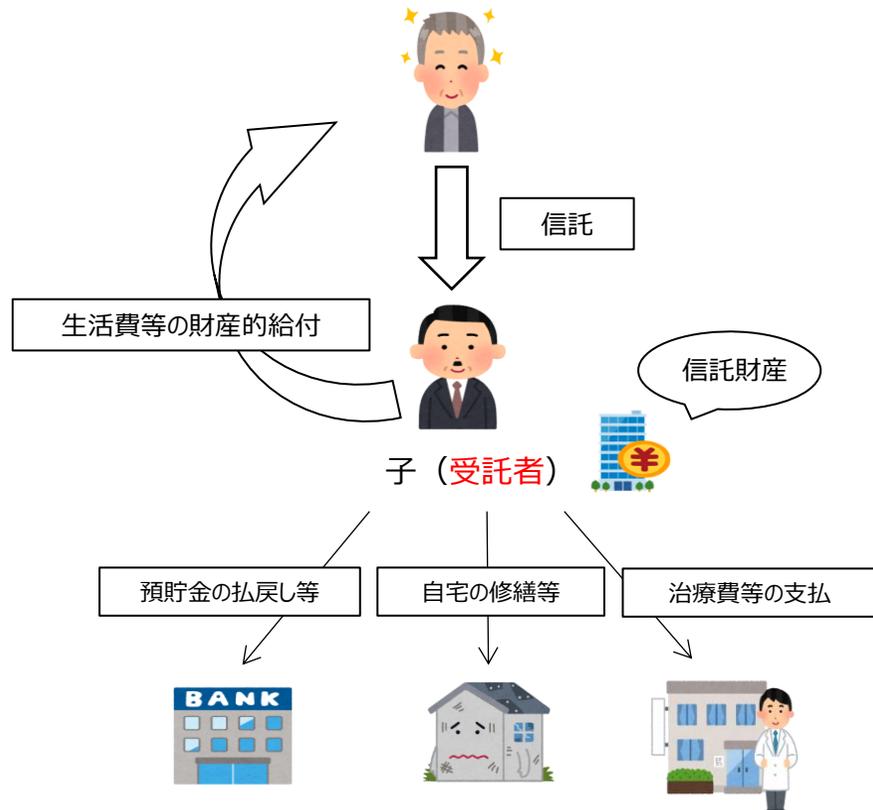
・高齢者の生活の支援を目的とした信託

※「受益証券発行信託」とは、受益権が有価証券化された信託をいう。



- ・リース会社が、信託会社に対し、自らの有するリース債権を譲渡し信託設定(①)
- ・受託者が受益証券を発行し、リース会社は、受益証券を取得(②)
- ・リース会社は、投資家に対し、受益証券を売却し、その対価を取得して資金調達を実現(③・④)

高齢者 (委託者兼受益者)



- ・高齢者の財産管理をしながら、受託者の判断により、必要な支出等を行うことが可能
- ・信託契約において、受益者の死亡によりその配偶者が受益者となる旨の定め等を行うことも可能

公正証書に係る一連の手続のデジタル化の概要

公正証書制度の現状

※ 公正証書とは・・・法律行為その他の私権に関する事実について公証人が作成する証書（例：金銭貸借、売買、賃貸借、遺言等）

※ 公正証書の特徴

- ✓ 公文書として高い証明力
- ✓ 原本を公正・中立な第三者機関が保管
- ✓ 執行力（裁判所で強制執行を行うことのできる効力）の付与（注）

（注）金銭支払等を目的とし、債務者が直ちに強制執行に服する旨の陳述がされた場合に付与される

- ✓ 私的紛争の防止
- ✓ 私的な法律関係の明確化・安定化

■ 公正証書制度の課題

現状、公正証書に係る一連の手続は、**対面・書面での手続が必須で、デジタル化に未対応**



○ 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

法務省は、公正証書の作成に係る一連の手続について、**デジタル原則にのっとり必要な見直し及び法整備を行う**

〔実施時期：令和5年の通常国会に法案提出、令和7年度上期の施行を目指す〕

デジタル化の概要

公正証書に係る一連の手続のデジタル化を図る

（公証役場に出頭をせずにウェブ会議・電子署名を利用して公正証書を作成することや、証明書を電子データで受領することが可能に）

<現行の仕組み>

<デジタル化による新たな仕組み>

1 嘱託（申請）

- 公証役場に出頭して嘱託を行う
- 印鑑証明書等の書面の提出が必要



- インターネットを利用して、電子署名を付して嘱託を行うことを可能とする



2 嘱託人の陳述、内容確認等

- 公証人が対面で、嘱託人の陳述聴取、真意確認、内容の正確性の確認等を行う



- 嘱託人が希望し、かつ、公証人が相当と認めるときは、ウェブ会議の利用を可能とする



3 公正証書（原本）の作成・保存

- 公正証書原本を書面で作成・保存
- 嘱託人・公証人の署名・押印が必要



- 電子データでの作成・保存を原則化
- 電子署名（嘱託人はより簡易な方法も利用可）



4 正本・謄抄本の交付

- 公正証書の正本・謄抄本を書面で交付



- 電子データでの受領を選択可能にする
※ 書面での交付も、引き続き選択可能



※手数料の電子納付には、既に対応済み